



特許翻訳業務の処理フロー

1. 特許出願明細書等、翻訳・出願 (PCT ダイレクト出願等) 対象案件の確認・見積書発行



2 a. 翻訳・出願対象案件の受注

受注



2 b. 場合により、ヒアリング実施 ※出願の場合は原則必須

約1ヶ月



3. 翻訳作業 (約1~3週間 平均2週間)



4. 仮納品

仮納品

※優先権期限・出願予定日の約1月前までに仮納品



5. 貴所・貴社での翻訳原稿ご確認 ⇔ 原稿修正 (約1~2週間 平均1.5週間想定)

約1ヶ月



6. 案件進捗のご指示受け — 翻訳のみの場合

出願込みの場合



7. 出願 (PCT ダイレクト出願等)

出願

※パリ優先権主張出願案件等では、この段階で外国代理人を介した直接外国出願も可能です。



8. 請求書発行・出願原稿又は翻訳原稿最終納品 ←

最終納品



9. 貴所・貴社からのお支払い (多摩ソフトウェア (有) 指定銀行へ)

：会計・出納業務は多摩ソフトウェア (有) に移管

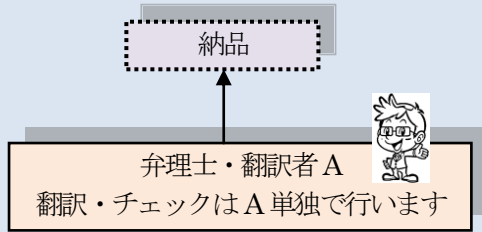


10. 翻訳・出願完了報告・処理済原稿納品・領収証発行

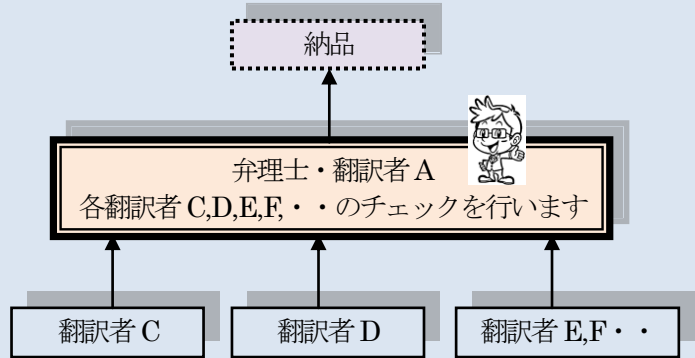
ケースごとの簡略フロー

1. コンピュータソフトウェア関係以外の電気・機械・化学分野の一般翻訳の場合

(i) 繁忙時でない場合

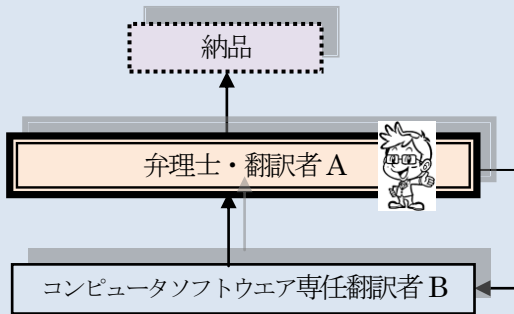


(ii) 繁忙時の場合

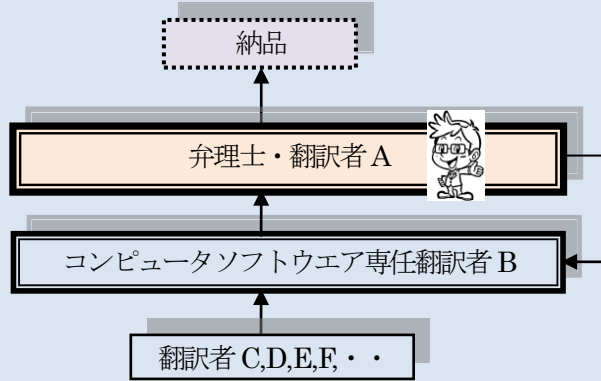


2. コンピュータソフトウェア関係の翻訳の場合

(i) 繁忙時でない場合

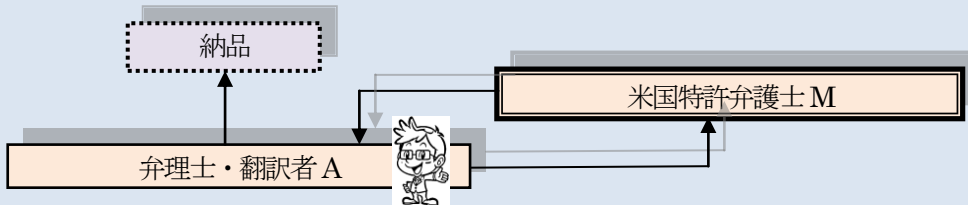


(ii) 繁忙時の場合

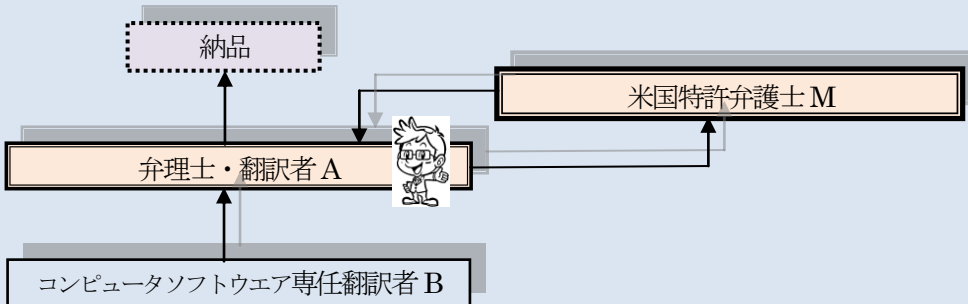


3. 米国特許弁護士による翻訳チェックを介在させる場合 (件数少想定のため繁忙時を省きます)

(i) コンピュータソフトウェア関係以外の電気・機械・化学分野の一般翻訳の場合



(ii) コンピュータソフトウェア関係の翻訳の場合





翻訳納期について

1. 日本語特許明細書の英文翻訳

(1) パリ優先権主張出願の場合

原則として受注から1月内(※確認・修正を含める)に仮納品いたします。優先権期限の1月前までに納品いたしますので、優先権期限の2月前までにご発注ください。

但し、明細書のボリュームがある場合(例:クレームが15、段落数が80を超える場合)[以下、「ランクS案件」とします。]では、優先権期限の2.5月前までにご発注ください。

(2) PCT国際出願の場合

優先権主張ありの場合は上記(1)に準じます。

ダイレクトPCT出願等(※優先権主張で英文出願をする場合も同様)の場合は、出願予定日の1月前までに仮納品いたしますので、当該予定日の2月前までにご発注ください。

但し、「ランクS案件」の場合には、当該予定日の2.5月前までにご発注ください。

2. 国内拒絶理由通知等の英文翻訳

原則として受注から2週間内(※確認・修正を含める)に(仮)納品いたします。現地発送予定日の2週間前までに納品いたしますので、当該予定日の1月前までにご発注ください。

3. 特許関連コレポ文書の英文翻訳

原則として受注から1週間内(※確認・修正を含める)に(仮)納品いたします。現地発送予定日の1週間前までに納品いたしますので、当該予定日の2週間前までにご発注ください。

4. 米国特許弁護士監修による特許明細書チェック(オプション)

(1) パリ優先権主張出願の場合

原則として受注から1.5月内に仮納品いたします。優先権期限の1月前までに仮納品いたしますので、当該優先権期限の2.5月前までにご依頼ください。

但し、「ランクS案件」の場合には、優先権期限の3月前までにご発注ください。

(2) PCT国際出願の場合

優先権主張ありの場合は上記(1)に準じます。

ダイレクトPCT出願等(※優先権主張で英文出願をする場合も同様)の場合は、出願予定日の1月前までに仮納品いたしますので、当該予定日の2.5月前までにご発注ください。

但し、「ランクS案件」の場合には、当該予定日の3月前までにご発注ください。

5. 米国特許弁護士監修によるクレーム補正

原則として受注から2週間内に納品いたします。現地発送予定日の2週間前までに納品いたしますので、当該予定日の1月前までにご発注ください。



料金について

1. 日本語特許明細書の英文翻訳

技術分野、技術内容の理解の容易性に依存して変動しますが、ご利用・ご思案中の大手翻訳会社等の実績料金、見積もり額等を参照させていただいた上で、そうした大手翻訳会社等の料金よりも安価となるよう、目安として20-30円/1英語ワード(基準価格)の範囲で承ります。

なお、コンピュータソフトウェア関連翻訳の場合は、当方では、技術内容正確性担保の為の専任翻訳者介在のため、上記基準価格から3割程度増額になります。

2. 国内拒絶理由通知等の英文翻訳

翻訳対象物の技術内容の理解の容易性に依存して変動しますが、目安として20-25円/1英語ワードで承ります。これについても、ご利用・ご思案中の大手翻訳会社の実績料金、見積もり額等を参照させていただいた上で、それよりも安価となるよう検討させていただきます。

3. 特許関連コレポン文書の英文翻訳

外国代理人向けのコレポン文書の翻訳は、基本的に25円/1英語ワードで承ります。

4. 米国特許弁護士監修による特許明細書チェック(オプション)

基本的に上記料金の倍額以上に設定することを想定していますが、クレーム及びその対応箇所のチェックを中心とした「簡略化版」では、クレーム数5つの場合、約5000ワード数の場合で5万円程度/件で承ります。

5. 米国特許弁護士監修によるクレーム補正

中間対応時のクレーム補正の場合は、1件あたり、3万円程度/件で承ります。